

● 記入例 ● 婚姻届

令和 6 年 6 月 6 日届出

千葉県山武郡横芝光町長 殿

- ◆結婚するときに提出する届出になります。
- ◆黒ボールペンを使用し、楷書で記入してください。
- ◆消せるボールペンは使用しないでください。

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	よこしば	たろう	ひかり	はなこ
生年月日	平成 11 年 11 月 11 日		平成 11 年 7 月 7 日	
(2) 住所 (住民登録をしているところ)	千葉県山武郡横芝光町		長野県千曲市大字上山田温泉	
	宮川 11902	番地 10	4丁目15	番地 1
	世帯主の氏名	横芝 父郎	世帯主の氏名	光 花子
(3) 本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	千葉県山武郡横芝光町		長野県千曲市大字	
	横芝 636	番地 10	杭瀬下 84	番地 番
	世帯主の氏名	横芝 父郎	世帯主の氏名	光 父太郎
父母及び養父母の氏名 父母との続柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	父	横芝 父郎	続柄	父
	母	横芝 母江	続柄	母
	養父	続柄	養父	続柄
	養母	続柄	養母	続柄
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	□夫の氏	新本籍 (左の□の氏の人すでに戸籍の事項者となっているときは書かないでください)	□妻の氏	千葉県山武郡横芝光町宮川11902
(5) 同居を始めたとき	令和 6 年 6 月			
(6) 初婚・再婚の別	夫	初婚 再婚	妻	初婚 再婚
	夫	初婚 再婚	妻	初婚 再婚
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫	1. 農業だけまたはその他の仕事を持っている世帯	妻	1. 農業だけまたはその他の仕事を持っている世帯
	夫	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
	夫	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
	夫	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
	夫	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯
	夫	6. 仕事をしている者のいない世帯	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯
(8) 夫妻の職業	(1) 職業調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに出すときだけ書いてください			
その他				
届出人署名 (※押印は任意)	夫	横芝 太郎	妻	光 花子

連絡先 電話 090 (1234) 5678
自宅・勤務先「光 花子」横芝

【届出時に必要なもの】婚姻届書 1枚 ・ 本人確認ができるもの(運転免許証・パスポートなど)
《婚姻届を提出後、氏・住所が変わる方》マイナンバーカード(新しい情報に書き換えます)

【 注 意 】

- ◆時間外・休日に届出される場合、前日までに住民課で事前審査を受けてください。
- ◆婚姻届を提出しただけでは住所は変わりません。窓口で住所変更の手続きをお願いします。

婚姻届と同時に住所変更される方は新住所を記入し、住所変更の届出をしてください。
(新住所が届出地と同じ場合のみ)

現在、在籍している婚姻前の本籍および筆頭者の氏名をそれぞれ記入してください。
(本籍地は戸籍謄本(全部事項証明書)または、住民票(本籍地・筆頭者の表示のあるもの)で確認できます。)
外国人の時は、国籍だけ書いてください。

夫になる人、妻になる人のそれぞれの「実父母」の氏名を書いてください。
夫になる人が養子のとき、妻になる人が養女のときは養親の名前を「養父」、「養母」欄に書いてください。

夫婦は同一の氏を称することになります。夫か妻の氏いずれかを選んでください。
婚姻すると夫婦で新しい戸籍ができます。どこに新本籍をおくのかを定めて記入してください。
(すでに戸籍の筆頭者になっている方の氏を称する場合、新本籍地は記入しないでください)

初婚か再婚かを選択してください。
再婚の場合、直前の解消事由(死別・離別)と、その年月日を記入してください。
(内縁は含みません)

国勢調査の年のみ記入してください

婚姻前の氏名で必ず本人が署名してください。押印は任意です。

昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。
新婚旅行などで長期不在の場合は、連絡できる実家等の電話番号を記入してください。

婚姻の事実を知っている成年者(18歳以上)なら、だれでもいいです。2名の証人が必要です。
必ず本人が自署してください。押印は任意です。

- ◆届出人は夫妻双方です。
- 届出人の作成した届書を持参する方は家族でも構いませんが、訂正の必要が生じた場合は、ご来庁いただくこともあります。
- ◆夫婦の一方が外国人または外国人同士のときは、取り扱いが異なりますので下記までお問い合わせください。

〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地
横芝光町役場 住民課 住民班
電話 0479-84-1214



証人			
署名 (※押印は任意)	山武 杉男	印	匠達 マキ子
生年月日	平成 11 年 4 月 4 日		平成 11 年 5 月 5 日
住 所	千葉県山武市 殿台296		千葉県市川市 八日市場ハ793
本 籍	千葉県山武市 松尾町五反田3012		千葉県市川市 今泉6474